



第1章

基本方針の位置づけと本市の目指す姿



第1章

基本方針の位置づけと本市の目指す姿

第1 基本方針の位置づけ

本基本方針は、食品安全基本法の理念を踏まえ、本市の食の安全・安心の確保に関する施策を推進するための基本的な考え方を示すものです。

行政、食品関連事業者、消費者、それぞれが主体的に取り組むための共通の指針としての各主体の責務と役割及び食品安全基本法第7条に定める地方公共団体の責務に基づく本市の自然的経済的社会的特性を踏まえ実施する施策の方向性を示します。

施策の実施にあたっては、「福岡市基本構想^{*}」のもと策定される「実施計画（政策推進プラン）^{*}」のほか、「福岡市保健福祉総合計画」、「福岡市農林業総合計画」、「福岡市食育推進計画」など関係する計画と整合を図るものとします。

【参考】食品安全基本法 第7条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本市の特性

①流通拠点としての機能

本市は生鮮食品の集積地である中央卸売市場（鮮魚市場、青果市場、食肉市場）、物流拠点としての機能をもつ福岡空港、博多港を有しています。

②新鮮でおいしい食べ物のまち

全国的にも新鮮でおいしい食べ物のまちとして知られており、屋台や辛子めんたいこなどの特産品があり、多様で豊かな食文化を持つ都市です。

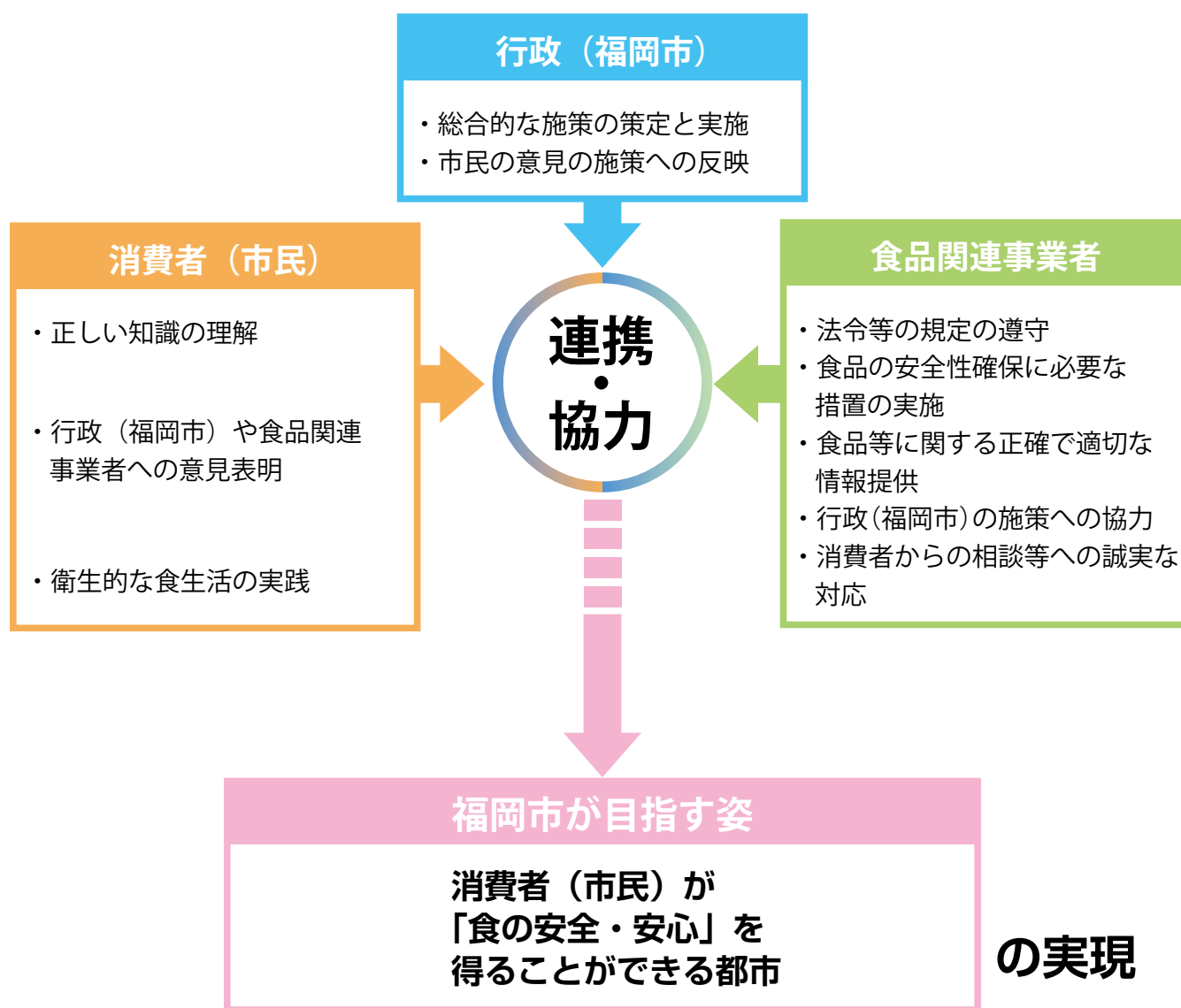
③若者が集うまち

市内には大学のほか、短大、専門学校などが多くあり、15～29歳（若者）の人口比率が、大都市の中で最も高い都市です。

第2 本市の目指す姿

本市はこれまで、食品関連事業者と連携し、生産から製造・加工、流通、販売に至る食品供給工程の各段階における食品の安全性の確保に関する取組を実施し、その取組を消費者に積極的に情報提供するとともに、行政、食品関連事業者、消費者の三者で意見交換を行い、信頼関係を構築していくことで、「食の安全・安心を得ることができる都市」の実現を目指してきました。

第2次改定後も、食の安全と安心を目指すという基本的な方向性を継承し、行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの責務と役割を果たしながら、意見交換及び情報交換により相互理解を深め、連携・協力することによって、「消費者（市民）が、『食の安全・安心』を得ることができる都市」の実現を目指します。



【目指す姿と関係者の責務・役割】

第3 食品の安全性と食の安心について

本市は「消費者（市民）が、『食の安全・安心』を得ることができる都市」を目指すうえで、「食品の安全性」及び「食の安心」についての考え方を次のように整理し、施策に取り組むこととします。

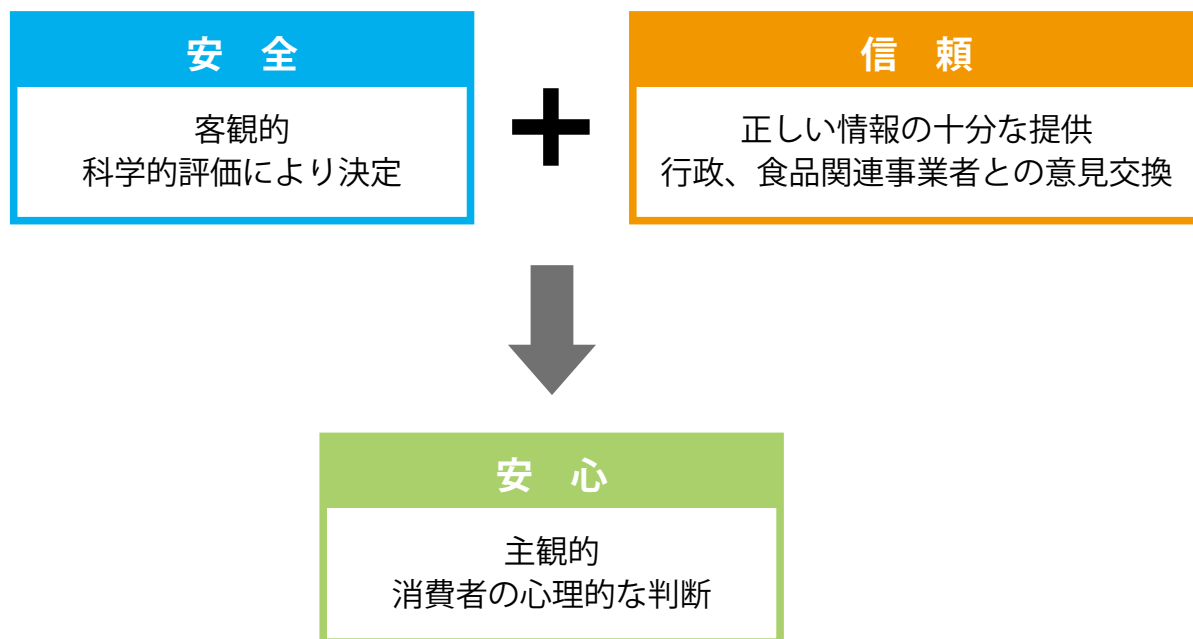
1 食品の安全性とは

安全とは客観的なものであり、行政や食品関連事業者により科学的根拠に基づく対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準まで抑えられている状態を「食品の安全性」が確保された状態と考えます。

2 食の安心とは

安心とは主観的なものであり、行政や食品関連事業者による食品の安全性を確保する取組について、消費者が十分に情報を得ることができ、それを理解し、納得することで、行政や食品関連事業者に対する信頼が醸成され、食に対する疑問や不安が解消されている状態を「食の安心」が得られた状態と考えます。

なお、食品の安全性の確保に関する施策と食の安全・安心に係る信頼関係の構築に関する施策を総称し、食の安全・安心の確保に関する施策と定義します。



【「食品の安全性」と「食の安心」の関係性】